

多摩市地域包括支援センター運営協議会設置要綱
(設置)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46に規定する地域包括支援センター(以下「センター」という。)の公正性及び中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、多摩市地域包括支援センター運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの設置に関すること。
- (2) センターの行う業務の方針に関すること。
- (3) センターの運営に関すること。
- (4) センターの職員の確保に関すること。
- (5) その他センターに関し市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 協議会の構成委員(以下「委員」という。)は、市長が委嘱する次に掲げる委員12人以内をもって構成する。

- (1) 居宅サービス等の利用者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者
- (2) 地域における保健、医療又は福祉に関し学識を有する者のうち地域の実情等を勘案して市町村が
適当と認めるもの
- (3) 包括的支援事業の受託事業者、指定居宅サービス事業者等の代表者
- (4) 地域住民の権利擁護を行い、又はその相談に応ずる団体等の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 協議会は、会長が主宰する。
- 3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 協議会は、原則として公開する。
- 6 会長は、会議に際し、原則として会議録を作成する。

(意見等の聴取等)

第7条 会長は、協議会の運営上必要であると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

- 2 会長は、協議会の運営上必要があると認める書類等の提出又は提示を求めることができる。

(秘密保持)

第8条 委員は、協議会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部高齢支援課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。